

【申請書類の作成、提出にあたっての注意事項】

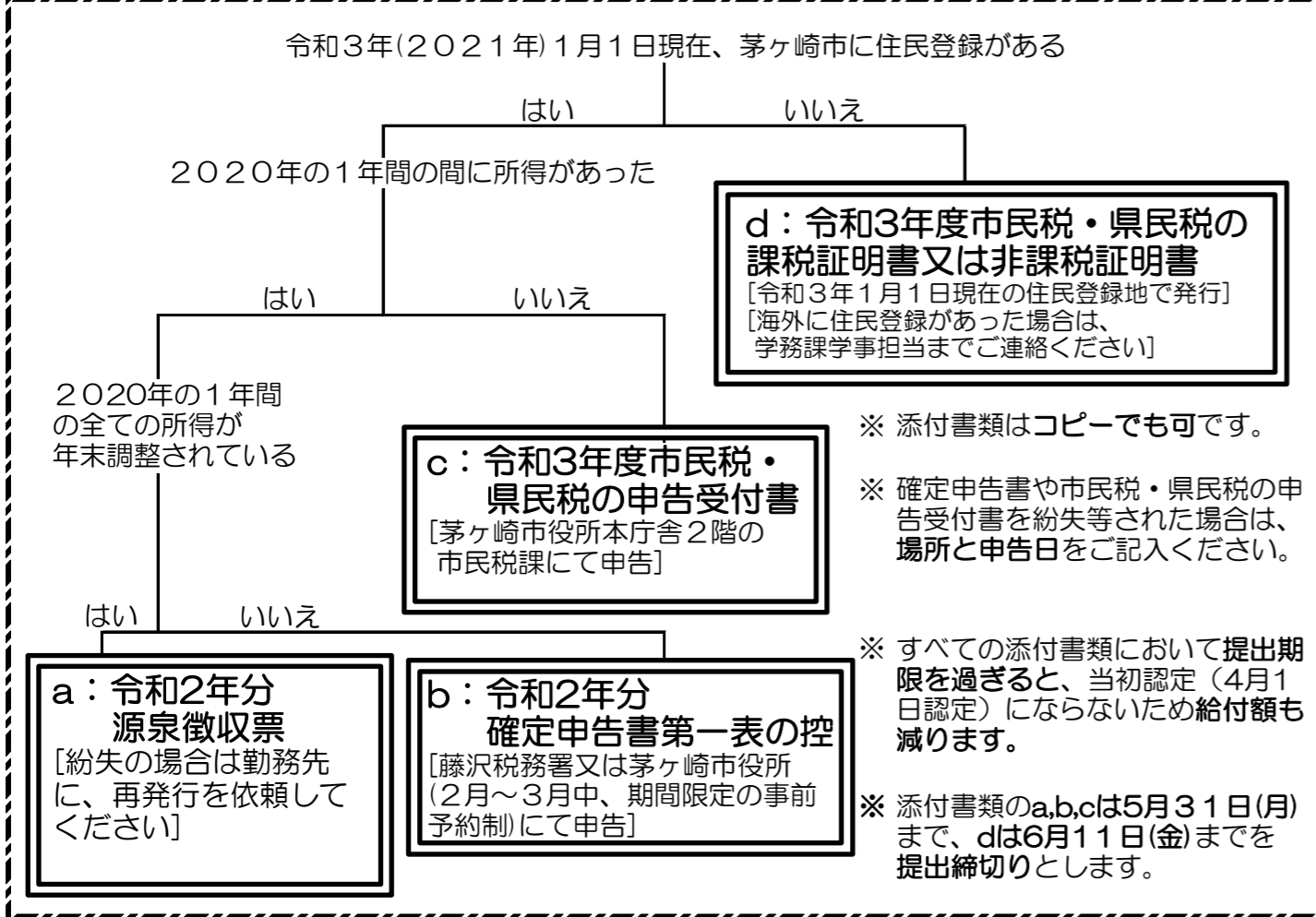
1 申請書類の提出について

- ① 「申請用紙」、「必要書類」は1世帯につき1部提出してください。
- ② 小学生と中学生のお子さんがある場合は、**それぞれの学校に1部ずつ**提出してください。
- ③ **昨年**から継続して受給を希望する場合や、令和2年10月10日から令和2年12月28日までに**入学準備金の申請書を提出し認定になった方も、改めて申請が必要**となります。
- ④ 書き損じた場合は、必ず二重線と訂正印で正してください。
修正ペン・修正テープなどによる訂正は、不可です。
- ⑤ **消えるペン**（フリクションペン等）での記入は不可です。ボールペンで記入してください。

2 所得に関する書類（必要書類）について

- ① 申請者（保護者）および**所得のあった方全員**の所得に関する書類が必要です。
- ② 申請者（保護者）は**必ず提出**してください。（前年の所得がゼロであっても提出が必要です。）
- ③ 東日本大震災又は台風19号で被災された方は、**被災が証明できる書類及び所得に関する書類の提出**により審査対象となります。
- ④ 令和2年7月豪雨により被災された方は、**被災が証明できる書類の提出**により審査対象となります。

※次のフローに沿って、所得に関する書類を提出してください。



3 手続きの流れ

申請書の記入 → 学校に提出 → 結果は郵送にて通知
※電話等での結果のお問い合わせにはお答えできません。

! 学校への提出期限を必ず守ってください
必要書類の不備・記入漏れ・訂正印の不備等、不備のある申請書は受け付けません。
不備があった場合は、差し戻しまたは保留となり、審査することができません。
審査開始が遅くなると、6月1日以降の認定となり、給付額が減りますのでご注意ください。

提出期限	年	月	日	提出先
お問い合わせ 茅ヶ崎市教育委員会学務課学事担当 0467(82)1111(代)				

令和3年度就学援助制度のお知らせ

茅ヶ崎市では、お子さんが茅ヶ崎市立の小・中学校に就学するにあたり、経済的理由でお困りの世帯に、学校生活でかかる費用の一部を援助しています。なお、この申請書は全児童生徒に配布しています。
(生活保護を受給している世帯はこの用紙での申請の必要はありません。)

1 就学援助の1年間の流れ

- ※ 当初認定(4月1日認定)は5月末日までに学校を經由して教育委員会に提出されたものです。
- ※ 申請書を提出した日によって認定日が異なり、給付額も異なります。

	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬
就学援助の1年間の流れ(当初認定の場合)	当初認定申請期間		申請締切		審査		審査結果を郵送		対象者に医療券送付		第1回目支給		(小)修学旅行費支給						第2回目支給				第3回目支給	
申請期間	← 当初認定期間				← 中途認定期間(毎月15日締切、2月のみ28日締切)																		受付なし	

- ※ 中途認定は毎月15日が締切りです。(15日が土日・祝日の場合はその前の平日までです。)
- ※ 申請書は、不備のない状態でお子さんが在学している学校に提出してください。不備がある場合は、申請を受け付けることができません。提出前に就学援助申請確認シートにて確認をお願いします。

2 援助の内容(次のうち該当する費目の一部)

- ① 新入学学用品費、学用・通学用品費
 - ② 校外活動費(遠足への参加費など)、修学旅行費(いずれもキャンセル料は対象外)
 - ③ 学校給食費
 - ④ 医療費(学校保健安全法に定められた疾病): う歯・中耳炎・慢性副鼻腔炎・結膜炎・トラコーマ・アデノイド・寄生虫病・白癬(ハクセン)・疥癬(カイセン)・膿痂疹(ノウカシン)
- (6月30日までに認定され、年度当初の学校の健康診断で受診勧告を受けた方のみ対象)**
※学校諸費の未納があった場合、その未納分のみ学校長の口座へ直接振り込む制度があります。任意となりますが、申請書を学校へ提出する際、別紙委任状も添付してください。

3 対象となる年間所得額の上限の目安は、次のとおりです。

世帯人員	年間所得額の上限の目安 (過去の基準額及び実績より算出)
2人	約 250万円 ~ 330万円
3人	約 300万円 ~ 420万円
4人	約 340万円 ~ 480万円
5人	約 390万円 ~ 500万円
6人	約 450万円 ~ 520万円



- ① 上の表は目安ですので、この金額以下でも否認定になる場合や、この金額以上でも認定になる場合があります。
- ② 世帯構成員の年齢、家賃の有無などによって異なります。
- ③ 所得額は同居している方全員の合算金額です。
- ④ 年間所得額とは、源泉徴収票では「給与所得控除後の金額」、確定申告書では「所得金額の合計」の欄の金額です。

【記入例】

- 「世帯の状況」欄の記入について
茅ヶ崎市の就学援助制度では、住民登録上別世帯であっても同居している方、生計を同じくする方全員を世帯員としますので、「世帯の状況」欄には同居している方全員を記入してください。
※住民登録上、同一世帯別住所（単身赴任等）・同一住所別世帯（祖父母等）を含みます。
- 「所得に関する書類」について
申請者（保護者）と、所得のある方の分を必ず提出してください。
申請者（保護者）で前年の所得が0の方は、c市民税・県民税申告受付書を提出してください。
- 消えるペン（フリクションペン等）での記入は不可です。必ずボールペンで記入してください。

第1号様式(第3条関係)

令和3年度 茅ヶ崎市就学援助費受給申請書(世帯票)

(太枠の中を全て記入してください)

就学援助費を受給します。なお、審査にあたって基本台帳、課税台帳等照会すること及び転居することを承諾します。

学校に提出する日を記入する。(令和3年または2021年4月1日以降の日付)
令和3年 〇〇月 〇〇日

住所 〒253-0000 茅ヶ崎市△△〇丁目〇番〇号
電話番 0467(82)1111 携帯 090(1234)5678

申請者(保護者) ちがさき たろう 茅ヶ崎 太郎

前年中の所得 「有」に〇を付けた方は、所得に関する書類を必ず添付する。

氏名	R3.1.1の住所登録地	続柄	前年中の所得	学年・組
ちがさき たろう	市内	申請者(本人)	有	〇〇年〇月〇日 〇組
茅ヶ崎 太郎	市内	妻	有	〇〇年〇月〇日 〇組
ちがさき はなこ	市内	子	有	〇〇年〇月〇日 〇組
茅ヶ崎 花子	市内	子	有	〇〇年〇月〇日 〇組
ちがさき さちこ	市内	子	有	〇〇年〇月〇日 〇組
茅ヶ崎 幸子	市内	子	有	〇〇年〇月〇日 〇組
ちがさき いちろう	市内	子	有	〇〇年〇月〇日 〇組
茅ヶ崎 一郎	市内	子	有	〇〇年〇月〇日 〇組
ちがさき ゆうこ	市内	子	有	〇〇年〇月〇日 〇組
茅ヶ崎 優子	市内	子	有	〇〇年〇月〇日 〇組
えぼし はるお	市内	父	有	〇〇年〇月〇日 〇組
烏帽子 晴男	市内	母	有	〇〇年〇月〇日 〇組
えぼし なつこ	市内	母	有	〇〇年〇月〇日 〇組
烏帽子 夏子	市内	母	有	〇〇年〇月〇日 〇組

申請者(保護者)から見た続柄を記入する。

新年度の学年・組を記入する。

市外に〇を付けた方は、d「令和3年度市民税・県民税の課税又は非課税証明書」を提出してください。

昨年中に短期間でも働いていた(パート・アルバイトなど)方は「有」に〇働いていなかった(専業主婦・年金のみ受給者など)方は「無」に〇

【記入例】

第1号様式-2(第3条関係)

令和3年度 茅ヶ崎市就学援助費受給申請書(調査票)

(太枠の中を全て記入してください)

医療証左上のマークをご確認ください。
乳 が「小児医療証」
親 が「福祉医療証」

医療証 1 小児医療証 2 福祉医療証
【福祉医療証とは、茅ヶ崎市役所子育て支援課にて発行されるものです。】

住宅形態 1 持家(同居を含む) 2 借家・アパート等(月額 59,800)
※未記入の場合は0円として審査します

申請者は必ず所得に関する書類を提出する。前年の所得が0の場合はcを添付する。

所得に関する書類を忘れずホッチキスで添付する。

「所得に関する書類」が揃っていない場合は申請書のみ先に提出してください。
【申請書締め切り 5月31日(月)】
※学校への提出期限を必ず守ってください!

書類が揃い次第提出してください。
【a・b・cの締め切り 5月31日(月)】

書類が取得でき次第提出してください。
【dの締め切り 6月11日(金)】

申請者と同じ名前にしてください。
例：申請者が父で振込口座が母は×
えぼし 茅ヶ崎 支店

● 申請書はお子さんが在学している学校に提出してください。(小学生と中学生のお子さんがある場合は、それぞれの学校に1部ずつ提出してください。)
● 申請書を作成するにあたり不明な点などがありましたら、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ 茅ヶ崎市教育委員会学務課学事担当 0467(82)1111(代)

ホッチキスで 所得に関する書類 及び 通帳のコピー を添付してください。